

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（R5.4.1）

志布志市立通山小学校

I 基本的な考え

- 1 「手洗いや咳エチケット」、「換気」、「3つの密」、「人との距離の確保」等の基本的感染対策を継続する。
- 2 児童本人が発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合は、登校を控える。
(出席停止)
※軽微な症状については、感染状況も踏まえ、個別の状況に応じて判断する。
- 3 登校時の健康観察をしっかりと行う。
- 4 マスクについては、学校教育活動にあたってマスクの着用を求めないことを基本とする。
- 5 感染リスクの高い学習活動においては、一定の感染対策（換気、大声を出さない、少人数グループでの実施等）を講じた上で実施する。
- 6 学校行事等での内容の精選・時間の短縮・参加人数の制限は行わない。

II 健康管理について

- 1 児童への指導について
 - コロナウイルス感染症を正しく理解させ、感染リスクを自ら判断し、これらを避ける行動がとれるように指導を行う。
※ 児童の持ち物として…清潔なハンカチ、ティッシュ、汗ふきタオル、マスク
- 2 児童の健康状態の確認について
 - 毎朝の体温計測、健康観察を家庭で行い、発熱等のある場合は、自宅で休養する。
※発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合は、出席停止扱い
 - 体温チェックカードの提出は求めないが、朝の健康観察をしっかりと行い、発熱等がなかったか、児童に聞き取りを行う。
 - 登校後に発熱等の症状が見られた場合は、保護者に迎えを依頼し、安全に帰宅させる。
 - ・ 登校後に発熱等が見られた場合は、第2保健室で休養させ、他の児童との接触を避ける。
- 3 手洗い、うがい、手指のアルコール消毒について
 - 石けんでの手洗いを徹底する。
 - 給食準備前に手洗い後、手指アルコールを行う。
- 4 マスク着用
 - マスクについては、学校教育活動にあたってマスクの着用を求めないことを基本とする。
※マスクの着脱を強いることはしない。
(マスク着用の有無によって差別・偏見が生じないようにする。)
(マスクを奨励するする場面…校外学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問するとき)
※給食準備、家庭科調理実習時は、これまで通りマスク着用とする。
 - 咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュ、ハンカチで口と鼻をおさえる。

III 環境整備について

- 1 換気について
 - 基本的には、教室の出入り口・窓、廊下等の窓を少し開けて、2方向の換気を常時行う。
※ 気候等で常時換気が難しいときは、co2 モニター(1000 以上は要換気)、空気清浄機、サーキュレーターの活用を図る。
- 2 清掃・消毒について
 - 清掃道具の整備、消毒液の確保を行う。 ※消毒液：消毒用エタノール→保健室
 - 校内のよく触れる場所（トイレ、廊下・階段の手すりやスイッチ等、特別教室等）は、消毒を行う。
 - 教室の良く触れる場所（スイッチ、ドアノブ、棚等）を消毒する。（清掃時間等）
- 3 教室の座席等について
 - 間隔を可能な限り取り、座席間が触れ合わない程度の距離を確保する。

IV 教育活動上の留意点（場面ごとの感染予防対策）

- 1 学習指導上の留意点について（各教科共通）
 - 常時換気を行い、十分な換気ができないときは、サーキュレーターや空気清浄機の活用を図る。

- グループワークは、少人数のグループで実施し、大声での会話を控える。
- 一斉に大きな声で話す活動が有る場合は、近距離で向かい合った発生は控える。
- 2 特に配慮する教科の活動について
 - 【理科】グループで行う実験・観察
 - 共用または、備え付けの器具・用具等を使用するときは、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離をとる。
 - 【家庭科】調理実習
 - 共用または、備え付けの器具・用具等を使用するときは、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離をとる。
 - 調理中はマスクを着用する。
 - 試食の際は、大声での会話を控える。また、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにするときは、一定の距離（1 m）を確保する。
 - 【音楽科】合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカの演奏
 - 体の中心から前方1 m程度、左右50 cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っただの歌唱は控える。
 - 【図工】共同製作
 - 共用または、備え付けの器具・用具等を使用するときは、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離をとる。
 - 【体育】組み合ったり接触したりする運動
 - 見学や休憩時には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話を控える。
 - 【学校行事】儀式的行事等
 - 発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状のある者は、参加を控える。
 - 参加者の手洗い、咳エチケットの推奨、アルコールの設置
 - 触れ合わない程度の距離の確保
 - 斉唱や合唱は、体の中心から前方1 m程度、左右50 cm程度を目安とした距離を確保する。
- 3 給食について
 - 給食当番の健康チェック、服装チェックを行い記録する。
（学校給食衛生管理基準に持つ基づく健康チェックと記録…下痢、発熱、腹痛、嘔吐等）
 - 入念な手洗いを行うとともに、給食当番は、アルコールによる手指消毒を行う。
 - 適切な換気を確保し、大声での会話は控える。机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合は、対面との間に一定の距離（1 m程度）を確保する。も食は必要なし。
 - 歯ブラシ・コップは、個人保管として管理する。
※歯を磨く際は、飛沫防止のために、他者との間隔を十分にとる。
- 4 昼休み等について
 - なるべく体が接触するような遊びを控える。
- 5 掃除等について
 - 換気の良い状況で行う。（後の手洗いを必ず石けんで行う）
- 6 集会活動等について
 - 全校朝会等、全員が多く集まる場合は、体育館・多目的室とし、窓を開ける。

V 保護者等への協力について

- 1 児童対応についての依頼について
 - 毎朝の検温や健康チェック、児童の体調不良時の自宅療養を御願います。
- 2 コロナウイルス感染防止の対応についての情報の提供・依頼
- 3 不安等の解消について
 - 学校生活状況をHPや学校だより、週報等を通して、学校での感染防止の取組を周知していく。
 - 電話の問い合わせ等に関して丁寧に話を伺う。（個の状況に応じた対応）

VI 職員について

- 1 職員の服務について
 - 教職員が罹患した場合は、病気休暇を取得させる。
 - 教職員が発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ない場合は、特別休暇等を取得。
 - 教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には、特別休暇等を取得させる。（テレワークの活用）
- 2 自己の健康管理について
 - 毎朝の検温、体調確認を行い、発熱、風邪症状等があるときは、出勤を控える。